

令和2年 6月 1日
令和2年 6月 1日

令和2年第5回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第60号

令和2年第5回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年5月26日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和2年6月1日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議案件

議案第51号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第52号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第3号）

議案第53号 令和2年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第54号 令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）

議案第55号 南部町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて

○開会日に応招した議員

加 藤 学君

荊 尾 芳 之君

滝 山 克 己君

長 束 博 信君

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

景 山 浩君

細 田 元 教君

井 田 章 雄君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

秦 伊知郎君

○応招しなかった議員

な し

令和2年 第5回（臨時）南 部 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和2年6月1日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和2年6月1日 午後3時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第51号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第5 議案第52号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第53号 令和2年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第54号 令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第55号 南部町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第51号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第5 議案第52号 令和2年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第53号 令和2年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第54号 令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第55号 南部町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて
-

出席議員（14名）

- | | | | | | |
|-----|-----|------|-----|-----|------|
| 1 番 | 加 藤 | 学君 | 2 番 | 荊 尾 | 芳 之君 |
| 3 番 | 滝 山 | 克 己君 | 4 番 | 長 東 | 博 信君 |

5 番 白 川 立 真君	6 番 三 鴨 義 文君
7 番 仲 田 司 朗君	8 番 板 井 隆君
9 番 景 山 浩君	10番 細 田 元 教君
11番 井 田 章 雄君	12番 亀 尾 共 三君
13番 真 壁 容 子君	14番 秦 伊知郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 藤 原 宰君	書記 ----- 石 谷 麻衣子君
	書記 ----- 種 晃 平君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 陶 山 清 孝君	副町長 ----- 土 江 一 史君
病院事業管理者 ----- 林 原 敏 夫君	総務課長 ----- 大 塚 壮君
総務課課長補佐 ----- 加 納 諭 史君	企画政策課長 ----- 田 村 誠君
企画監 ----- 本 池 彰君	防災監 ----- 田 中 光 弘君
町民生活課長 ----- 芝 田 卓 巳君	病院事務部長 ----- 山 口 俊 司君
健康福祉課長 ----- 糸 田 由 起君	建設課長 ----- 田 子 勝 利君
産業課長 ----- 岡 田 光 政君	

午後 3 時 0 0 分開会

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は 1 4 人です。地方自治法第 1 1 3 条の規定による定足数に達しておりますので、令和 2 年第 5 回南部町議会臨時会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

9番、景山浩君、10番、細田元教君。

日程第2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第51号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第51号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。（発言する者あり）

○町長（陶山 清孝君） ちょっとお待ちください。

○議長（秦 伊知郎君） ちょっと休憩します。

午後3時03分休憩

午後3時09分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。どうもすみませんでした。

○町長（陶山 清孝君） どうも申し訳ありません。では、引き続き議案第51号の説明をさせていただきます。

地方税法第423条第4項の規定により、南部町固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したので、同条第5項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

これは令和2年4月30日付をもって委員が1名辞任されたことにより、欠けておりました固

定資産評価審査委員について、地方税法の規定により、補欠の委員を５月２２日付で選任いたしましたので、選任後最初の議会である本臨時会において次号の承認を求めるものでございます。

補欠の委員は次のとおりです。住所、南部町福成６１７番地７。氏名、加藤晃。生年月日等は記載のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第５１号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

議案第５１号は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり承認されました。

日程第５ 議案第５２号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第５、議案第５２号、令和２年度南部町一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 失礼します。総務課長でございます。そういたしますと、予算書のほうで説明をさせていただきます。

議案第５２号

令和２年度南部町一般会計補正予算（第３号）

令和２年度南部町の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７９，８４７千円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ7,831,350千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月 1日

提出 南部町長 陶山清孝

令和2年 月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

それでは、この補正予算（第3号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、早急に医療体制の整備及び経済対策等の支援を行うためのものとございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。5ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。799万5,000円増額し、3億4,740万4,000円とするものです。これにつきましては新型コロナウイルスの影響などにより、失業やアルバイトの休業等により職を失った方などを会計年度任用職員として雇用する緊急雇用対策となります。

3款民生費、1項社会福祉費、4目高齢者福祉費でございます。171万9,000円増額し、2億3,508万2,000円とするものです。これにつきましては外出自粛等で百歳体操などに出かけられない方にテレビを通じて体操などを放送し、フレイル予防などに行うための経費でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目健康増進費でございます。18万4,000円増額し、4,834万9,000円とするものとございます。感染拡大による心と体の健康不安に対し、電話相談窓口を開設するためのものと、案内チラシを個別送付するための経費でございます。

6ページです。同じく4項病院費、1目病院費でございます。1,327万1,000円増額し、5億1,434万8,000円とするものとございます。これは国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が充てられない西伯病院単独の事業分を補助し、地方創生臨時交付金をもって充当するものとございます。

同じく5項上水道費、1目上水道費でございます。1,583万2,000円増額し、3,308万1,000円とするものとございます。これは一般用の水道基本料金を2期分、いわゆる4か月分免除するため、上水道会計に免除分の金額を補助するものとございます。

次に、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費でございます。4,087万4,000円増額し、4,897万円とするものとございます。これにつきましては、未来に使える応援チケッ

ト購入事業については、売上げが落ち込む飲食店の経営安定化を支援するため、前売りチケットを販売することで当面の店の収入を確保するものでございます。それから、南部町版持続化給付金につきましては、経営に影響を受ける町内事業者に対し、事業継続のための給付をするものでございます。また、これは国の持続化給付金の該当にならない事業者について救済するものでございます。生活支援・地域活性化事業につきましては、町内の経済活性化を図るため、町内限定で利用できる商品券を全世帯に5,000円分配布するものでございます。

続いて、歳入でございます。4ページを御覧ください。12款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生費負担金でございます。161万7,000円減額し、3,008万1,000円とするものでございます。これは登園自粛における保育料の保護者負担の減額分でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は8,026万4,000円増額し、12億1,376万6,000円とするものです。これにつきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

2目民生費国庫補助金につきましては、114万5,000円増額し、4,078万3,000円とするものです。これは歳出側の通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業への国庫の補助でございます。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金は5万5,000円増額し、3,223万1,000円とするものでございます。これにつきましては支出側の自死対策事業への県の補助金となります。

7ページを御覧ください。7ページには給与費の明細書をつけております。今回の補正で、緊急雇用対策として会計年度任用職員をフルタイム2名、パートタイム2名を雇用することにより、伴う給与及び手当の増となります。（1）の総括表で、給与費と共済費合わせて779万5,000円の増額、手当については内訳を御参照いただきたいと思います。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長のほうから提案説明を受けました。説明に対して質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず1点、今回の補正予算は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,026万4,000円がほとんどのコロナ対策だというふうに見えています。町で考えられて、様々な施策が出てきたことについては私たちも協力していきたいと考えているところですが、3点質問があります。

まず1点、先ほど総務課長が説明してくれた予算書の4ページの歳入のところでは、民生費負担金で現年度保育料、いわゆる保育が休みになった分の減額の161万7,000円が減額として上がっています。これは全国的に起こっていることですが、このように161万7,000円の減額に対しての国からの何らかの対応というのはあるわけですかというのが1点目。

次、2点目は、水道問題と1件に5,000円を出すということについてです。この施策は取ったほうがいいんだけど、もう少しこんなふうにしたらよかったのではないかとということでちょっと意見を、そちらの意見聞かせてください。

1つ目は、上水道会計に1,500万近くを入れて4か月間の基本料金を免除すると。理由は、経済的に困難な家庭が増えてくる。水道会計の基本料金を下げるということは、公共料金で圧倒的に多いのが水道です。ほとんどの家が享受してるからそれなりの影響はあるというふうに考えています。基本料金を下げることは大賛成ですが、4か月ってなっていますよね。どこの町村のそれぞれの施策を見て4か月というのが多いんですけど、この4か月という根拠は何ですか。

水道問題の2つ目の問題。A3の課長が作ってくれたこの地方創生交付金の実施計画を見てたら、今度6月議会に出てくる国保には、国保今回上げる予定にして条例改正するんですよね。ところが、来年度に送ると。この1年間をこの交付金を使って免除するんだっていうのが今度6月議会に出てくる予定ですね。もう率直に聞きたいんですよ。こういうやり方をどうして水道会計ではできなかったのかなと思ったんです。それよりも基本料金1年間続けたほうがいいのかなと思うんですけど、4か月ということになれば、例えばこのコロナがいつ収束するか分からないという点で、4か月目になってさらに引き延ばして免除するということもあり得るのかということを知りたいと思います。

3つ目、例の1世帯当たり5,000円の件です。住民からよく言われるのは、どこも1人当たり幾ら出てくるんですね。南部町がこの1人ではなくて世帯ごとにしたという理由は何なんですか。

それともう一つ考えられるのは、子供が多かったりとか、病人抱えたりしてる場所とか大変だと思うんですけど、引き続きの対策として今後第2次予算が出てきますよね。補正予算が出てきますが、これに継続するような在り方としてどのようなことを考えているのかという点をお伺いします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。まず最初の質問でございますが、登園自粛の関係の部分で歳入側の保育料の減ということをおっしゃっております。その下の新型コロナウ

イルス感染症対応地方創生臨時交付金といったところで、その差額分を今回、実施計画に盛り込んでおりますので……（「もう一個ある」と呼ぶ者あり）はい、そうです。保育料を落として臨時交付金のほうを上げておりますので、プラス・マイナス・ゼロになろうかというふうに思っています。私のほうからは以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。一般用の水道料金の基本料金4か月分はなぜかということでございますけども、大体4か月ぐらいをめぐにそういう経済状態といえますか、家計の状態が元に戻っていきますというか、減収の幅が落ち着いていくだろうということでございまして、ほかの自治体の事例調べてみますと様々でございまして、1期分2か月だとか、4か月だとか様々でございます。南部町としては4か月程度ということで今回見込ませていただいております。

それから、その先でございますけども、今、状況としまして、建設課としましては料金の関係の収納率のほうを、数字を押さえております。いわゆる口座振替、納付書等で納付、料金のほう納めていただいておりますけども、その収納率のほうがどのように変わってきてるのか。これは水道料金ばかりではございませんで、下水道料金、併せまして毎月こういった収納状況が分かりますので、そういったものを今、現状は把握してるところでございまして、現状の中では大きく納付率が落ちてるという実態はございませんが、今後起きていくだろうということで大体4か月程度今回見込んでおくんだということでの御提案をしてるところでございまして。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 企画監、本池彰君。

○企画監（本池 彰君） 企画監でございます。このたびの生活支援・地域活性化事業ということで、1世帯5,000円ということを経由を理由をとということでありましたが、まずこちらのほう、特別定額給付金というものが国のほうから1人当たり10万円を支給されている中で、さらに南部町のほうで5,000円というところを支給するものであります。これはもちろん、予算の枠というものは当然あるんですが、まずはこの額でどこが本当に弱いのか、恐らく二、三か月たてば真に必要な分野が出てくると思います。それが例えば独り親大学かもしれませんし、そういった子供に係るところかもしれません。そうしたところで本来そこを重点的に充てるべきものではないのかという見方も出てくると思いますので、第2次のほうではそういうところではなく、相変わらず生活支援、企業支援というところを力を入れていくということであればこれの上乗せもあるかとは思いますが、その頃にはある程度弱いところが見えてくる

と思いますんで、そこに重点的に充てていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長に今度お伺いいたしますね。

先ほどの水道の基本料金を下げる、4か月間下げるの賛成ですが、4か月と見込んでいるんだけれども、鳥取県は3人しか感染者出なかったというけど、大方の見方、コロナの収束というのは1年たってもなかなか難しいんじゃないかということありますよね。だからこそ多額の補正予算を国が組んでくると思うんですけども、この使い方として、少なくとも身近な公共料金に対する免除の継続はあり得るというふうに考えててもいいのかという点ですね。4か月たったときに再度判断するというふうに見てていいのか、その点について町長はどういうふうに考えてるのかということをお伺いしますね。

それと、2点目です。先ほどの5,000円の件は担当課からの説明で分かりました。今回、全協でもちょっと質問させてもらいましたが、例えば南部町版持続化給付金については、これに該当する方が確定申告を行っている事業者ということと、4つ条件があって、そのうちの一つの、申請時点において町税及び料金の滞納がある事業者ということについて歯止めをかけています。思い出してくれたら分かるように、今回の10万円の給付金には、町では滞納者とか調べましたか。そういうことはなかったですね。

今回のコロナ対策はなぜできているのかって聞いたら、考えた場合、10万円の給付金も今回の持続化給付金も同じことやと思うんですよ。そういうこと考えれば、先ほど全協では担当課から町税及び料金の滞納についてはもう少し柔軟に考えたいと、分納等もやってる人も含めてという回答いただきましたが、町長はその点どうなのか確認しておきたいことと、確定申告を行っているの当然ですが、できてない人については確定申告しなかったらできないよと、こう切り捨てるにはあまりにも今の状況がこの本来の趣旨からしたら合わないのではないかと。確かに言ってること分かりますよ。申告が大前提だと分かりますが、その辺も柔軟に考える必要があるのではないかと思いますので、その点について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。前回の臨時議会のときに県内3名のコロナ感染者、陽性で、全ての方が現在退院されて、非常に県民、そして町民の皆さんが御協力いただいたことに改めて感謝したいと思っています。その中で、今、町民の多くの皆さんたちに今回の特別定額給付金を一日も早く10万円ずつ家族の人数、御自宅に届けるというのが当面の課題だったと思っています。ほぼ9割方のところにお届けできたので、9合目ぐらいまで来たなと思ってるとこ

ろです。私は、これは人数割で各御家庭に人数、御家族が5人おられたら5掛ける10万ですから50万、お一人であっても10万円がちゃんとその家庭に届けられるということは、これは国として一人一人の人にフォーカスをした施策だろうなと思っています。

その中で、例えば一番最初に出ました公共料金の問題。水道料金が4か月間、基本料金を減免するということを決断いたしました。本来、困った人の水道料金を全額減免をするだとか、半額にするだとか、そういう施策が今でも私は正しいと思っています。しかし、仮にそれをした場合、非常に煩雑になるということを建設課の職員等と議論する上で分かってまいりました。一日も早く町民の皆さんの暮らしを支えるということが私の使命ですし、そのことによって混乱ばかり生じてなかなか実が伴わないということであってはいけません。しかし、私の信念は、あくまでも困った人のところに届けたい、これが私の信念です。経世済民、経済の基というのは困った民を救うためにあるということで、国は大きなお金を今、投下してます。このお金がきちんと民衆の元に行って、それが使われて経済が再生するというのが一番の課題だろうと思っています。

今日、日本海新聞を見てみましたら、アンケート調査の結果が出ていました。インターネット調査ですので、全面的にこれを一般の世帯の状況と見るかどうかというのは問題があるかもしれませんが、3,350人という人数ですので、大方のその暮らしぶりを調べ上げることができたんじゃないかと思っています。一番多かったのは、暮らしは変わらない、変わっていない、これが59.5%。少しあった、18.3%。3番が今後減るだろう、10.8%。そして、4番がかなりあった、9.5%。分からないが1.9%。影響があったが38.4%という数字になっています。40代、50代、60代の男性の層がこの調査の中心になっているように読みましたので、これが生活感を持った女性の意見とはちょっと違うのかもしれませんが、家庭の収益に影響というものはかなりあったというのが約10%ぐらい、生活に非常に困っておられるということはこの辺りにあるんだろうなと、このように私も思っています。その中で、水道の4か月のこれが十分なのかどうか分かりませんが、施策上、均等に分けざるを得ないという判断の中で今回したものでございます。今後の4か月に根拠があるのかというけど、4か月いろいろなどころありますけども、一まとめに根拠はあまりないと私は思ってます。取りあえずは、今急ぐのは、皆さんのお手元に、困った方のところに現金や負担をかけないということだろうと思っています。

それから、もう一つ、事業の話がありました。持続化給付金ですよ。持続化給付金の南部町版のものについて確定申告を条件に今しています。それは今回のこの法人に目を当てた場合に、法人として事業を続けている、または事業を続けたいということが私は一番のまず給付の条件だ

ろうと思っています。

例えば事業は確かに旗揚げはしてるんだけど、事業はこの数年やってないよという方たちも、この法人にかかるといっぱいかかってきます。誰がどうだったのかという線引きはできないものでして、少なくとも申告をされているということがこの条件に値するだろうかと、このように思ったところです。いろいろな課題や一点一点の問題点はあるかもしれませんが、その課題点が出たときにはまた十分に担当課のほうと相談しながらそれを詳細に検討し、住民の皆さんの本当に困った方のところのお手元に現金が給付されるということを進めていきたいと、このようにしています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第52号、令和2年度南部町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

議案第52号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第6 議案第53号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第53号、令和2年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。水道事業会計の補正予算書を御用意願います。

1ページ目でございます。議案第53号、令和2年度南部町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、令和2年度南部町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、令和2年度南部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入

及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業収益2億2,197万5,000円を、補正予定額としてはゼロ円ですけども、2億2,197万5,000円とするものです。

第1項営業収益でございます。1億8,824万3,000円から1,583万1,000円を減額しまして、1億7,241万2,000円とします。

第2項営業外収益3,373万2,000円を1,583万1,000円増額しまして、4,956万3,000円でございます。

今回の補正は、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして個人の収入のほうが増減していくということで、水道料金の納付が困難な方が増加することが見込まれておりますので、生活支援を目的といたしまして一般用の基本料金の2期分、4か月分について全額を免除するというものでございます。

一般会計のほうでも御説明しておりますけども、重ねてになりますが、具体的に言いますと減収となる一般用の基本料金の2期分の4か月分全額について、水道事業会計に対し一般会計からの補助金を交付するという中身になっておりまして、7月と9月に請求する一般用の水道料金、使用月でいいますと5月と6月、7月、8月、4か月分の基本料金分が減額、減収となります。水道メーターでいいますと13ミリ御使用の方と20ミリの御使用の方という具合になります。

収入のほうから御説明いたします。めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。補正予算の実施計画でございます。収益的収入及び支出で、収入です。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益を1,583万1,000円減額しまして、1億7,121万1,000円です。

2項営業外収益、3目他会計補助金を1,583万1,000円増額しまして、1,756万1,000円とするものです。

続きまして、その下、3ページお願いいたします。こちらの補正予算の明細書でございます。同じく収益的収入及び支出でございまして、収入で1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益でございますが、1,583万1,000円を減額しまして、1億7,121万1,000円とするものです。説明のほうは水道使用量になりまして、旧上水道、統合前簡水のものになります。

2項営業外収益、3目他会計補助金です。1,583万1,000円を増額しまして、1,756万1,000円とするものです。これは新型コロナ対策支援分といたしまして一般会計からの補助金となります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案説明を受けました。提案に対して質疑ありませんか。

6 番、三嶋義文君。

○議員（6 番 三嶋 義文君） 質問ですね。

○議長（秦 伊知郎君） 質疑です。

○議員（6 番 三嶋 義文君） いいですか。

○議長（秦 伊知郎君） はい。

○議員（6 番 三嶋 義文君） 予算書の 3 ページの、私、13 ミリと 20 ミリで基本料金の減免とだけ理解しとったので、ええことだなと思ってましたが、ここの表現の中で旧上水道と統合前簡水、これどういうふうに分ける必要があって、何を意味しとるのかちょっと教えてください。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。予算書といたしまして、当初の予算書のほうがこういった分けて説明欄を作っておりまして、そのためにそれぞれの金額を説明欄に書かせていただいているということでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 6 番、三嶋義文君。

○議員（6 番 三嶋 義文君） 予算書でこういうふうに分離してその予算化をしているというのは分かりますが、これ私、ちょっと認識不足ですので、この分ける理由を教えてください。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後 3 時 42 分休憩

午後 3 時 42 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。この分けをしている理由としましては、どうやら繰り出し基準のほうの計算上、こういった分けが必要になるということでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 三嶋議員、よろしいですか。

6 番、三嶋義文君。

○議員（6 番 三嶋 義文君） 一般会計からの繰入れのほうで借入金の元金、利息の部分を計算されと思うんですが、その中に影響があるので分けているということなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後 3 時 4 3 分休憩

午後 3 時 4 4 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。詳しい計算式等は手元ありませんけども、ただ、高料金対策だとかの関係上で上水部分と旧簡水部分を分けて予算見積書のほうを作っておいて、分かる状態にしておくということがあるようでございまして、その関係上予算書の作り方としてこういう具合に分けさせていただいてるということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 5 3 号、令和 2 年度南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

議案第 5 3 号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 5 4 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 7、議案第 5 4 号、令和 2 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者でございます。それでは、令和 2 年度南部

町病院事業会計補正予算書（第2号）を御覧ください。

1 ページ、お願いいたします。議案第54号、令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）。

総則。第1条、令和2年度南部町病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入でございます。科目。第1款病院事業収益、既決予定額24億1,608万6,000円に對しまして、360万4,000円を補正し、24億1,969万円とするものでございます。これは第2項医業外収益を補正するものでございます。

次、支出でございます。第1款病院事業費用、既決予定額24億1,773万6,000円に對しまして、195万4,000円を補正し、24億1,969万円とするものでございます。これは第1項医業費用を補正するものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出。第3条、予算第4条に定めた本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額2億1,791万円は過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2 ページを御覧ください。病院事業会計、収入。資本的収入、既決予定額3億3,419万5,000円に對しまして、1,515万3,000円を補正し、3億4,934万8,000円とするものでございます。これは第1項補助金を補正するものでございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出、既決予定額5億5,811万9,000円に對しまして、913万9,000円を補正し、5億6,725万8,000円とするものでございます。これは第1項建設改良費を補正するものでございます。

続きまして、議会の議決を経なければ流用できない経費。第4条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。給与費14億8,521万7,000円でございます。

8 ページを御覧ください。令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）見積書でございます。収益的収入及び支出。まず、収入でございます。款1、病院事業収益、2項医業外収益、補正前5億713万8,000円に對しまして、360万4,000円を補正し、5億1,074万2,000円とするものでございます。これは説明欄のところに内訳書いております。町補助

金195万4,000円、県補助金165万円、合わせまして360万4,000円でございます。

続きまして、支出でございます。款1、病院事業費用、1項医業費用、補正前の額23億5,206万8,000円に対しまして、195万4,000円を補正し、23億5,402万2,000円とするものでございます。内訳を申し上げます。1番、給与費。説明のところに書いてありますが、医師、看護師それぞれコロナ医療に関わります危険手当及び待機手当を支給するものでございます。3、経費、これも説明欄を御覧ください。事務用品となっておりますが、一つは消耗備品費でございます。これにつきましては僻地医療に必要となります机、椅子、そしてオンライン面会に必要となりますタブレットの購入費でございます。賃借料、これにつきましては僻地医療に使わせていただきます公民館の借料、そしてコロナ医療に関わります職員のホテル宿泊料を計上させていただいております。

9ページを御覧ください。資本的収入及び支出。まず、収入でございます。款1、資本的収入、1、補助金、補正前の額4,539万5,000円に対しまして、1,515万3,000円補正し、6,054万8,000円とするものでございます。これは県の補助金383万6,000円、町の補助金1,131万7,000円、合わせまして1,515万3,000円でございます。

続きまして、下段、支出でございます。款1、資本的支出、これは建設改良費、補正前の額2億9,954万3,000円を913万9,000円補正し、3億868万2,000円とするものでございます。これは2つございます。一つは固定資産購入費でございます。これは僻地医療に使いますハンディエコー、そしてベッド、それと医療に使いますパーティション、これはフィルターでもって空気を浄化するパーティションでございます。テレビ会議に使いますパソコン等を計上しております。次に、3、施設整備費。これにつきましては先ほどのオンライン面会とかテレビ会議等の環境を整えるために、病院内にWi-Fi環境を整備するものでございます。

10ページを御覧ください。給与費明細書をつけております。一番上の総括の表でございますが、中ほどやや右、手当63万円を増額しております。これは危険手当、待機手当等を計上させていただいております。その結果、一番右でございますが、給与費につきましては14億8,521万7,000円となるものでございます。

5ページを御覧ください。今の結果、令和2年4月1日から令和3年3月31日までのキャッシュ・フロー計算書をつけております。一番下、令和3年3月31日現在の資金期末残高5,421万7,000円を予定しております。

6 ページを御覧ください。令和 2 年度南部町病院事業会計予定貸借対照表でございます。6 ページは資産でございます。一番右の下、これは令和 3 年 3 月 3 1 日現在予定しております。資産の部、合計 3 6 億 1, 0 9 9 万 9, 0 0 0 円でございます。

7 ページを御覧ください。負債と資本を計上しております。上段、負債の部、中央右でございますが、3 5 億 4, 7 4 0 万 8, 0 0 0 円。下段、資本金でございますが、下から 2 段目、6, 3 5 9 万 1, 0 0 0 円でございます。合わせまして負債資本の合計 3 6 億 1, 0 9 9 万 9, 0 0 0 円でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案説明を受けました。説明に対して質疑ありませんか。

9 番、景山浩君。

○議員（9 番 景山 浩君） 9 番、景山です。今回、ウェブ系、テレビ会議ですとか、院内の W i - F i の環境の整備ということで、以前、随分前になるかもしれませんが、医療機関内では医療機器に悪影響与えるんで、いろんな電波を発するような機器というのは使わないでくださいという表示があって、そういえば最近はいあいう表示もあんまりないなというふうに思うんですが、今のそこら辺の、多分今よりももっとどんどん電波が飛び交う状態になっていくというところは、今の事情、状況というのはどうなるもんなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事務部長、山口俊司君。

○病院事務部長（山口 俊司君） 事務部長でございます。W i - F i の整備のお金を計上させてもらっておりますが、整備につきましては当然職員向けのものと患者向けが使うものというのは、きちっとそのものは区別して、それで整備すべきだと思いますので、そのようにしたいと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後 3 時 5 7 分休憩

午後 3 時 5 7 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

山口俊司君。

○病院事務部長（山口 俊司君） 失礼いたしました。すみません。医療機器への影響ということですね。整備はいたすのですが、当然そこは、電波は非常に知られますように前はあったんですけども、今はそういったすごい弱い電波ですので、特段そこに、医療機器に影響を与える

ようなことはないと思っております。ピッチもたくさん持ってますけども、職員がですね。それで直接医療機器に影響を与えるようなことはないですし、そこは心配ないのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） もう一遍、確認です。ということは、以前ああいう表示がいっぱい出たりしたときには、ちょっと心配し過ぎだったということですかね、状況が。状況そんなに変わってないけど、もう心配することないやというふうに理解した方がいいということでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事務部長、山口俊司君。

○病院事務部長（山口 俊司君） 事務部長でございます。以前はそういうところあったと思うんですけども、そうですね、何て言ったらいいんでしょうかね、さほど心配をしなくても、どこの医療機関も今、サービスといいますか、患者さん向けとか来院者向けに整備をしておりますので、その辺はさほど心配するようなことではないのかなというふうに思っております。もちろん、医療機器への影響もそうですし、ちょっと先ほど言いましたように、情報等、個人情報、非常にデリケートな個人情報を扱ってますので、そういったところもきちっと留意しながら整備していきたいというふうに思っております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第54号、令和2年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第54号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第8 議案第55号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、議案第55号、南部町農業委員会委員に占める認定農業者

等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 議案第55号、南部町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについてです。

農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、南部町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたいので、議会の同意を求めるものでございます。

法律の規定により、農業委員会の委員はその過半数以上が認定農業者等であることが求められますが、これにより難いときは議会の同意を得て認定農業者等の占める割合を4分の1以上とすることが可能であり、このことについて議会の同意を求めるものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案説明を受けました。提案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第55号、南部町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについてを採決いたします。

議案第55号は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり同意されました。

_____・_____・_____

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

よって、第5回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和2年第5回南部町議会

臨時会を閉会いたします。御苦労さんでした。

午後 4 時 0 3 分閉会
